

ID: 29

担当部署: 教育委員会 学校教育課

処分の概要	保育料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町立幼稚園条例 第2条		
例 規 番 号	昭和43年 条例第6号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第二条 こども園の保育料は、次のとおりとする。</p> <p>一 通常保育料 午前八時三十分から午後三時まで無料</p> <p>二 早朝保育料 午前七時三十分から午前八時三十分まで一人月額五百円</p> <p>三 延長保育料</p> <p>ア 午後三時から午後五時三十分まで一人月額千円</p> <p>イ 午後三時から午後七時まで一人月額二千円</p> <p>四 一時預かり保育料</p> <p>ア 四時間未満一人日額二百円</p> <p>イ 四時間以上七時間未満一人日額三百円</p> <p>ウ 七時間以上一人日額四百円</p> <p>五 休業日保育料 休業日における保育料は、前号の規定を適用する。ただし、八月一日から八月三十一日までの保育料(午前八時三十分から午後三時まで)は、一人月額四千元とし、早朝及び延長保育に係る保育料は、第二号及び第三号の規定を適用する。</p> <p>2 前項第二号、第三号及び第五号ただし書に規定する保育料の納期限は、当該月額分をその月の末日(十二月分にあつては、翌年の一月四日)とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、当該日の翌日とする。</p> <p>3 第一項第四号及び第五号本文に規定する保育料は、利用日までに納付しなければならない。</p> <p>4 月の中途において入園、退園又は休園をしたときは、当該月分の保育料を納めなければならない。</p> <p>5 休園の期間が全月にわたる場合は、その月分の保育料は徴収しない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日